

契約の公表に関する取扱いについて

〔平成18年7月28日
理 事 長 裁 定〕

改正 平成19年 2月15日

改正 平成19年12月20日

改正 平成21年 2月27日

改正 平成23年 8月 1日

改正 令和 7年 9月18日

(目的)

第一 この取扱いは、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が締結する一定額以上の契約を公表することにより、振興会の業務の公共性及び運営の透明性の確保を図ることを目的とする。

(公表の対象とする契約)

第二 独立行政法人日本学術振興会会計規程（平成15年規程第6号。以下「会計規程」という。）第36条、第37条、第38条の規定により締結された契約のうち振興会の支出の原因となる契約であって、予定価格が独立行政法人日本学術振興会契約規則（平成15年規程第8号。以下「契約規則」という。）第20条第2号から第7号の金額を超える契約を対象として公表することとする。

(適用除外)

第三 この取扱いは、契約規則第20条第1号に該当する場合には適用しないこととする。

(公表の時期及び方法)

第四 契約担当者等は、公表対象契約について、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に振興会のウェブサイトに掲載し公表することとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

(公表の期間)

第五 公表対象契約は、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日まで公表することとする。

(公表の内容)

第六 契約担当者等は、公表対象契約を公表する際には、別表により公表することとする。ただし、他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるもの又は本会の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがあると認められる場合は、予定価格及び落札率の公表は行わない。

(その他)

第七 この取扱いは、平成21年4月1日以降締結する契約から適用することとする。

附 則

この裁定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成２０年１月１日から施行する。

附 則

この裁定は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この裁定は、平成２３年８月１日から施行し、平成２３年４月２８日から適用する。

附 則

この裁定は、令和７年９月１８日から施行する。

(別表)

所管府 省	支出元 独立行政法人 の名称	支出元 独立行政法人 の法人 番号	公共工事 の名称、 場所、期 間及び種 別又は物 品役務等 の名称及 び数量	契約担当 者等の氏 名並びに その所属 する部局 の名称及 び所在地	契約を 締結し た日	契約の 相手方 の商号 又は名 称及び 住所	契約 の相 手方 の法 人番 号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実 施）、又は随意契 約によることと した業務方法書 又は会計規程等 の根拠規定及び 理由	予 定 価 格	契 約 金 額	落札率 （契 約 金額／ 予定価 格×1 00）	再就職 の役員 の 数 （随 意 契約の み）	公益法人の場合			備考
													公益法 人の区 分	国 認 定、都 道府県 認定の 区分	応札・ 応募者 数	

備考

1. 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 会計規程第38条第1項の規定による随意契約に係る随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的な理由を簡潔に記載することとする。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。